

一般社団法人 香川県バスケットボール協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、一般社団法人 香川県バスケットボール協会と称する。英文では、Kagawa Basketball Association（略称KBA）と表示する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「日本協会」という。）に加盟し、香川県内におけるバスケットボール界を統轄し、香川県内におけるバスケットボールの普及及び振興を図り、競技者を育成・強化するとともに、バスケットボールを通じて、県民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする。

(事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、香川県内において次の事業を行う。

- (1) バスケットボールの技術の研究や向上と普及や振興のための事業
- (2) バスケットボール競技会や講習会の主催及び主管並びに後援、支援に関するこ
- (3) チーム及び選手の登録に関するこ
- (4) 審判技術の研究及び審判員の養成並びに認定、登録に関するこ
- (5) 競技指導者の研究及び養成並びに認定、登録に関するこ
- (6) バスケットボール競技に関する公式記録を作成及び保管するこ
- (7) 地域社会におけるバスケットボールグループの育成強化に関するこ
- (8) バスケットボールの香川県民大会、香川県総合選手権大会に関するこ
- (9) 日本協会及び四国バスケットボール協会（以下「四国協会」という。）からの要請を受けて開催する全国大会や四国大会の運営に関するこ
- (10) 香川県を代表するチームの役員・選手を選定し派遣すること及び選手の育成強化に関するこ
- (11) 県外チームの招聘又は県外チームの来征の承認に関するこ
- (12) 香川県のバスケットボール界を代表する唯一の団体として日本協会及び四国協会並びに公益財団法人香川県体育協会に加盟するこ
- (13) バスケットボール競技に関する功労者・優秀選手の表彰に関するこ
- (14) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び社員

(会員の種類及び社員)

第5条 本法人の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 本法人の役員として発展に貢献した個人

2 正会員が所属し、その普及振興を担う団体の中から、別に定める基準により正社員を選出する。なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員は、正社員とする。

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、理事会において別に定める登録に関する規程に従い、入会手続きを取るものとする。

(経費の負担)

第7条 会員は、本法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を、本法人に納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 定期に会費を納入せず、本法人による会費の納入に関する督促が3回に達したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員はいつでも退会することができる。但し、1か月前以上に本法人に対して書面にて予告するものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し社員総会の一週間前までに除名の理由を付して通知し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき
- (3) 本法人が所有し又は管理する財産を故意に侵害毀損したとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他の拠出金品の不返還)

第12条 本法人は、会員が資格を喪失しても既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 本法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(総会の種類)

第14条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(総会の構成)

第15条 社員総会は正社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正社員1名につき1個とする。

(総会の権限)

第16条 社員総会は、一般法人法及びこの定款に規定する事項を決議する。

2 前項に係らず、個々の社員総会においては、当該社員総会について第17条第1項第2号又は第18条3項所定の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(総会の開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了から3か月以内に開催する。また、次の場合は、臨時社員総会を開催する。

(1) 理事会が必要を認めたとき

(2) 総正社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正社員から会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により開催の請求があったとき

2 開催地は、主たる事務所の所在地又は理事会の決議により決定された場所において開催する。

(総会の招集)

第18条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 会長は、前条第1項第2号の場合には請求の日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するには会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、総会の開会の日の1週間前までに（書面投票又は電磁投票を認める場合は2週間前までに）書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

(定足数)

第20条 社員総会は総正社員の議決権の過半数を有する正社員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 社員総会は次の事項について決議する。決議については、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、総正社員の議決権の過半数を有する正社員が出席し、出席した正社員の議決権の過半数をもって決する。

- (1) 理事及び監事の選任並びに理事の解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 正社員に対する費用等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定に係らず、次に掲げる決議は、総正社員の半数以上の出席であって、総正社員数の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 本法人の解散及び継続
- (6) 合併契約の承認
- (7) その他法令又はこの定款で定めた事項

(議決権の代理・書面による行使等)

第22条 やむを得ない事由のために社員総会に出席できない正社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 理事又は正社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案事項を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が正社員に対し、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、次の事項及びその他法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 正社員の現在数及び会議に出席した正社員の数（書面表決者及び電磁的方法の表決者、表決委任者を含む。）
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言の要旨
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び正社員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が、署名又は電子署名若しくは記名押印しなければならない。

3 議事録は、社員総会の日から10年間本法人の主たる事務所に保管する。

第5章 役 員

(役員の設置及び定数)

第25条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内とし、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。
- (2) 監事 2名又は3名以内

2 前項の会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。
- 4 監事は、本法人の理事及び使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。会長の職務を代行する副会長は、年長の副会長1名とする。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき本法人の業務を執行する。

- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。専務理事の職務を代行する常務理事は、年長の常務理事とする。
- 6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること
 - (2) その他監事に認められた法令上の権限行使すること
- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第25条第1項で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員の解任)

第30条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、この場合、社員総会で決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員にはその対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員及び特別委員等の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引を行おうとする場合には、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人との事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
- (3) 本法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引

2 前各号の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なくその取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第33条 本法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

本法人は、同法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本法人は、同法第115条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）、監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 名誉役員

(名誉役員)

第34条 本法人に名誉役員を若干名置くことができる。

- 2 名誉役員は、本法人の理事又は監事としての地位を有しない。
- 3 名誉役員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 4 名誉役員に関する規程は、理事会が定める。

第7章 理 事 会

(構 成)

第35条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第36条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 事務局長、副事務局長、執行組織の長、特別委員会の委員及び長の選定及び解職
- (5) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
- (6) その他理事会で決議するものとして法令で定められた事項

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 主たる事業所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令又は定款に適合するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 第33条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第37条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、3か月に1回、毎年計4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から、理事会の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により会長に招集の請求があったとき
 - (3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき
 - (4) 前第2号及び第3号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事又は監事が招集したとき

(招 集)

第38条 理事会は、前条第3項第4号の場合を除き、会長が書面又は電磁的方法にて招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を書面又は電磁的方法にて招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号及び3号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を収集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日に1週間前までに、各理事及び監事に対して書面又は電磁的方法において、その通知をしなければならない。
- 4 前項の規定に係らず理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。副会長が事故あるときは、理事会を開催し他の理事の中から議長を定める。

(定足数及び決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の場合において、議長が可否の意思表示をせず可否同数となった場合は、議長の決するところによる。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 27 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事たる会長及び副会長、並びに監事は、これに記名押印又は署名し、理事会の日から 10 年間本法人の主たる事務所に保管する。

第 8 章 執行組織及び特別委員会

(執行組織及び特別委員会)

第 44 条 本法人の事業遂行上必要あるときは、理事会の議決を得て執行組織及び特別委員会を置くことができる。

2 執行組織及び特別委員会の運営に関する事項は、理事会で別に定める。

3 執行組織及び特別委員会の業務に必要な費用については、別に定める役員及び特別委員会等の報酬並びに費用に関する規程に従う。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 45 条 本法人の事務を処理するために事務総長及び事務局を置く。

2 事務総長は専務理事がこれを務める。

3 事務局に事務局長及び職員を置くことができる。

4 事務局長及び職員は有給とすることができます。

5 事務局の運営に関する事項は、理事会で別に定める。

6 業務に必要な費用については、別に定める役員及び特別委員会等の報酬並びに費用に関する規程に従う。

第 10 章 会計

(事業年度)

第 46 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 本法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、社員総会に報告することとする。

- 2 前項の規定に係らず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出をすることができ、新たに成立した予算の収支とみなす。
- 3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項各号の書類については、主たる事務所に5年間備え置くほか、定款及び役員名簿とともに一般の閲覧に供することとする。

(会計原則)

第49条 本法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第50条 本法人は、会員その他の者に対し剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第51条 本法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、本法人と類似の事業を目的とする他の法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 加盟団体等

(加盟団体)

第52条 市町におけるバスケットボール界を統轄し、その普及振興を行い、本法人の趣旨に賛同する団体（以下「市町バスケットボール協会」という。）は、理事会及び社員総会の議決を得て、加盟団体となることができる。

- 2 加盟団体の定款等諸規定の制定にあたっては、本法人の理事会の承認を得なければならない。
- 3 市町バスケットボール協会は、次の事由によって加盟団体の資格を喪失する。
 - (1) 脱退
 - (2) 市町バスケットボール協会の解散
 - (3) 除名

- 4 市町バスケットボール協会が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び社員総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
 - (1) 本法人の名誉を傷つけ、又はその目的、諸規定若しくは決定等に違反する行為のあったとき
 - (2) 分担金を2年以上滞納したとき
- 5 市町バスケットボール協会は、毎年別に定める分担金を納入しなければならない。

(傘下の連盟)

- 第 53 条 バスケットボール競技の普及及び発展を図るため、チーム又は選手の属性により全県的に組織された各種の連盟等が、本法人の趣旨に賛同する場合は、理事会の決議により本法人の傘下の連盟となることができる。
- 2 傘下の連盟の定款等諸規定の制定にあたっては、本法人の理事会の承認を得なければならない。

(認定団体)

- 第 54 条 本法人は、前2条の他、バスケットボール競技の普及及び発展のため活動している団体について、理事会の決議により「認定団体」とし、協働することができる。

(その他)

- 第 55 条 市町バスケットボール協会及び傘下の連盟並びに認定団体に関する事項は理事会において別に定める。

(チーム加盟・競技者登録)

- 第 56 条 日本協会及び本法人の実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者は、日本協会及び本法人にチーム加盟及び競技者登録をしなければならない。
- 2 登録及び登録料に関する規定は、理事会の決議を経て別に定める。

第 12 章 遵守義務

(遵守義務)

- 第 57 条 本法人及び本法人に所属する会員、役員並びに加盟団体、傘下の連盟、認定団体は、本定款及び本法人が定める諸規定に加え、日本協会の定款、基本規程及びこれに付随する諸規程並びに国際バスケットボール連盟(以下「FIBA」という。)、FIBA ASIAの諸規程並びにスポーツ仲裁機構(以下「CAS」という。)及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「JSAA」という。)の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA、FIBA ASIA、CAS及びJSAAの指示、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。

第 13 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 58 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 5 条についても適用する。

(解散)

第 59 条 本法人は、本法人の目的である事業の遂行不能、その他法令で定められた事由によつて解散する。

第 14 章 公告の方法

(公告の方法)

第 60 条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第 15 章 附 則

(細則)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(最初の事業年度)

第 62 条 本法人の最初の事業年度は、本法人の設立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(法令の準拠)

第 63 条 本定款の定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

(設立時の役員)

第 64 条 本法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時理事	小坂 悅夫	設立時理事	丸吉 大介
設立時理事	七條 一雄	設立時理事	山田 道浩
設立時理事	丹 昭夫	設立時理事	藤原 悟
設立時理事	山田 司	設立時理事	牧田 茂
設立時理事	佐藤 省三	設立時理事	高橋 洋一
設立時理事	松岡 修	設立時理事	富田 由美
設立時理事	八幡 愛基	設立時理事	黒川 嘉則
設立時理事	有馬 弘智	設立時理事	藤田 晃三
設立時理事	星島 郁洋	設立時理事	取口 享史
設立時理事	山西 秀治	設立時理事	脇谷 和夫
設立時理事	湯沢 純一		

設立時監事 末廣 恵子 設立時監事 大野 彰

(設立時社員)

第65条 本法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

小坂 悅夫	香川県高松市牟礼町牟礼3710番地
七條 一雄	香川県高松市三谷町1261番地1
横井 周二	香川県高松市西山崎町916番地4
津村 正	香川県高松市楠上町一丁目8番4-306号アルファステイツ栗林

以上、一般社団法人香川県バスケットボール協会を設立のため、下記設立時社員4名の定款作成代理人である司法書士石川洋介は、電磁的記録であるこの定款を作成し、電子署名する。

平成28年 3月21日

設立時社員	香川県高松市牟礼町牟礼3710番地 小坂 悅夫
設立時社員	香川県高松市三谷町1261番地1 七條 一雄
設立時社員	香川県高松市西山崎町916番地4 横井 周二
設立時社員	香川県高松市楠上町一丁目8番4-306号アルファステイツ栗林 津村 正

上記発起人の定款作成代理人

香川県高松市藤塚町一丁目7番21号

司法書士 石川 洋介



同一の情報の提供

提供の日付： 2016年3月30日

公証人： 47010009 山野幸成



所属法務局： 高松法務局

公証役場： 高松公証役場

香川県高松市亀井町2番地1

朝日生命高松ビル7階

請求対象の登簿管理番号： 16-4701000902000738

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2016年3月30日

請求対象の処理公証人： 47010009 山野幸成

所属法務局： 高松法務局

公証役場： 高松公証役場

香川県高松市亀井町2番地1

朝日生命高松ビル7階

認 証 文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

第65条 本法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

小坂 悅夫	香川県高松市牟礼町牟礼3710番地
七條 一雄	香川県高松市三谷町1261番地1
横井 周二	香川県高松市西山崎町916番地4
津村 正	香川県高松市楠上町一丁目8番4-306号アルファステイツ栗林

以上は、本法人の現行定款に相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

香川県高松市福岡町三丁目7番18号
一般社団法人香川県バスケットボール協会
代表理事 小坂 悅夫